

公 表 第 5 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年12月26日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成30年度

部局名：子ども未来部

指摘事項等		措置状況等
指摘事項	事務監査 負担金の決定に係る事務において、対象期間の前に入所者へ交付すべき決定通知書が、対象期間開始後に本人に通知されている。	ご指摘の母子生活支援施設入所者負担金の決定に係る事務処理については、チーム内職員と母子生活支援施設の職員において共有化を図りながら、負担金を決定して7月に本人へ通知するなど、適正な事務処理を行っております。
指摘事項	事務監査 文書決裁後、公印を押印することなく、補助金等交付決定に係る文書を発出しているものがある。	指摘を頂いた文書について、新たに公印を押印の上発送しました。公印を押印する必要のある文書を表にまとめ、押印後チェックを入れるようにしました。
指摘事項	財務監査 市の規定にない領収証を用いて、現金を領収しているものがある。	ご指摘の貸付金に係る現金領収事務においては、内容の周知徹底を図り、現金領収簿を使用しており、適正な事務処理に努めております。
意見	事務監査 本市は、平成27年度以降、「くるめ子どもの笑顔プラン」に基づき、子育て支援施策を進めてきたところであるが、保育ニーズが当初の想定を超えて高まっており、平成28年に78人だった待機児童は、30年には44人と若干減少したものの、解消には至っていない。29年度に見直しを行った「くるめ子どもの笑顔プラン」では、31年度末までに必要な保育の定員は、市全体で570人不足すると見込まれることから、施設整備等による保育所の定員増、幼稚園から認定こども園への移行による保育定員の増などの取組により、施設不足の解消を目指している。 一方で、国は、平成31年10月から、幼児教育・保育の無償化を実施する予定であるが、「くるめ子どもの笑顔プラン」は、無償化の影響を反映したものではない。 施設定員を最大限活用するための保育士の確保も依然として課題となっていることから、今後の保育に係る需要と供給の状況には細心の注意を払う必要がある。平成32年度以降、待機児童が想定外に大きく増加したということにならないよう、保育の申込状況などをきめ細かく精査し、必要な対応を検討されることを望む。	これまで年々増加する保育ニーズに対応するため、「くるめ子どもの笑顔プラン」に基づき計画的な受入体制の拡大を進め、計画期間中(H27～H31)において約400人分の受け皿拡大を図っております。このほか、政府が整備を進める企業主導型保育事業により、236人分の保育サービスの提供が開始されており、今後も新たな開園が見込まれています(9月末時点)。さらには、市中心部の対策として、「送迎保育ステーション事業」を今年度から開始し、市周辺部の空き定員の活用を図っています。 今後におきましても、待機児童の解消に向け、幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえた保育ニーズや申込状況などを精査しながら、保育事業者と連携を図り、受入体制の整備に努めてまいりたいと考えております。